

■ これからの公開買付制度と大量保有報告制度(9) ■

大量保有報告制度

——一般報告

小長谷章人 金融庁企画市場局企業開示課課長
谷口 達哉 前金融庁企画市場局企業開示課企業統治改革推進管理官
上久保知優 前金融庁企画市場局企業開示課専門官
福田 輝人 金融庁企画市場局企業開示課専門官

目 次

公開買付制度

- I 公開買付制度の概要
- II 公開買付規制の適用範囲
(以上2414号～2416号)
- III 公開買付けの方法等
(以上2417号、2418号)
- IV 公開買付けにおける情報開示
(以上2419号)

大量保有報告制度

- I 大量保有報告制度の概要
- II 大量保有報告制度の適用範囲
(以上2420号、2421号)
- III 一般報告
 - 1 概要
 - 2 大量保有報告書の提出
 - 3 変更報告書の提出
 - 4 大量保有報告書等の記載事項
 - 5 大量保有報告書等の提出方法(以上本号)
- IV 特例報告 (以上順次掲載予定)

凡例 (法令等は令和6年改正後のもの)

本稿では、以下の略称を用いる。

法：金融商品取引法

令：金融商品取引法施行令

大量保有府令：株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第1号様式：大量保有府令第1号様式

第2号様式：大量保有府令第2号様式

記載上の注意：第1号様式記載上の注意

大量保有 Q&A：金融庁企画市場局「株券等の大量保有報告に関する Q&A」

令和7年7月4日パブコメ(大量保有) 回答：金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(大量保有報告制度等関連)」(2025年7月4日)

III 一般報告

1 概要

前記 I のとおり、大量保有報告書・変更報告書(総称して、以下「大量保有報告書等」という)の提出の形態には、一般報告と特例報告がある。本稿では、大量保有報告制度における原則として位置づけられる一般報告を取り扱い、特例報告については本連載第10回(2423号掲載予定)で取り扱うこととする。

一般報告では、原則として、株券等保有割合(前記 II 3)が5%を超えた日から5営業日以内に大量保有報告書を提出し(法27条の23第1項)、その後、株券等保有割合が1%以上増減するなど大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった日から5営業日以内に変更報告書を提出しなければならない(法27条の25第1項)。

2 大量保有報告書の提出

(1) 原則

株券等保有割合が5%超である者(以下「大量保有者」という)は、原則として、大量保有者となった日から5営業日以内に大量保有報告書を提出しなければならない(法27条の23第1項)。

同一日に株券等の取得および処分を行った場合には、1日が終了した時点での株券等保有割合が5%超であるか否かによって提出の要否が判断される(記載上の注意(12a))。

株券等の上場前から5%超の株券等を保有している者については、当該株券等が上場された日が「大量保有者となった日」となる(記載上

の注意(1)c)。1号保有者（前記Ⅱ2(3)）は、株券等保有状況通知書の交付を受けること（法27条の24）等によって、議決権行使権限または議決権指図権限を有することを知った日をもって1号保有者になるものとみなされるため（法27条の23第3項ただし書）、議決権行使権限または議決権指図権限を有する株券等を合算すれば株券等保有割合が5%超となる場合には、これらの権限を有することを知った日が「大量保有者となった日」となる。

(2) 例外（大量保有報告書を提出する必要がない場合）

株券等保有割合が5%を超えた場合であっても、次の場合には、大量保有報告書を提出する必要がない（法27条の23第1項ただし書、大量保有府令3条）。

- ① 保有株券等の総数に増加がない場合¹⁾（大量保有府令3条1号）
- ② 取得請求権付株式または取得条項付株式の取得の対価として交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合において、当該市場価額その他の指標の変動のみによって保有株券等の総数が増加するとき（同条2号）
- ③ 新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式または新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資口の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合（同条3号）

ここにいう「保有株券等の総数」は、株券等保有割合の計算における分子として計算した数を意味する。

上記①～③の場合には大量保有報告書を提出する必要はないが、その後株券等の取得・処分が行われ、当該取得・処分後の株券等保有割合

が5%超である場合には、当該取得・処分の日から5営業日以内に大量保有報告書を提出しなければならない。

3 変更報告書の提出

大量保有者は、大量保有者となった日の後に、株券等保有割合が1%以上増減した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合には、その日から5営業日以内に、当該変更内容を記載した変更報告書を提出しなければならない（法27条の25第1項）。

(1) 株券等保有割合が1%以上増減した場合

保有者またはその共同保有者の保有株券等の数の増減や共同保有者の変更などにより大量保有者の株券等保有割合が1%以上増減した場合、原則としてその日から5営業日以内に変更報告書を提出しなければならない。ただし、次の場合には変更報告書の提出は不要となる。

- ① 保有株券等の総数の増加または減少を伴わない場合²⁾（法27条の25第1項本文かつこ書）
- ② 株券等保有割合が5%以下である旨の変更報告書を提出している場合³⁾（同項ただし書、大量保有府令9条1号）
- ③ 取得請求権付株式または取得条項付株式の取得の対価として交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合において、当該市場価額その他の指標の変動のみによって保有株券等の総数が増加し、または減少する場合（法27条の25第1項ただし書、大量保有府令9条2号）
- ④ 新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式または新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資口の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加し、

1) たとえば、自己株式の消却による発行済株式総数の減少に伴い株券等保有割合が5%超となる場合が該当する。

2) たとえば、自己株式の消却、第三者による新株予約権の行使、第三者割当増資等による発行済株式総数の変動に伴い株券等保有割合が増減する場合が該当する。

3) なお、株券等保有割合が5%以下になったとしても、1%以上の減少に達しない限り、変更報告書を提出する必要はなく、任意に変更報告書を提出したとしても、その後の変更報告書の提出義務を免れるものではない（大量保有 Q&A 問1）。また、株券等保有割合が5%以下である旨の変更報告書が提出された後、再び株券等保有割合が5%超となった場合には、改めて大量保有報告書を提出する必要がある（法27条の23第1項、大量保有 Q&A 問2）。

または減少する場合（法27条の25第1項ただし書、大量保有府令9条3号）

上記①、③および④の場合は変更報告書を提出する必要はないが、その後に保有株券等の総数の増加または減少を伴う株券等の取得・処分を行った場合には、当該取得・処分による変動後の保有株券等の総数に基づき算出した株券等保有割合と直前に提出した大量保有報告書等に記載され、または記載されるべき株券等保有割合とを比較し、変更報告書の提出要否を判断する必要がある（大量保有 Q&A 問2）。

(2) 大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合

前記(1)の場合のほか、大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合にも、その日から5営業日以内に変更報告書を提出しなければならない。大量保有報告書に記載すべき事項の変更のうち、重要な事項の変更に該当しないのは次の場合である（法27条の25第1項、令14条の7の2第1項）。

- ① その単体株券等保有割合⁴⁾が1%未満である保有者が新たに共同保有者となった場合（令14条の7の2第1項1号）
- ② その単体株券等保有割合が1%未満である保有者が共同保有者でなくなった場合（同項2号）
- ③ その単体株券等保有割合が1%未満である共同保有者の氏名・名称または住所・所在地の変更があった場合（同項3号）
- ④ 単体株券等保有割合の1%未満の増減があった場合⁵⁾（同項4号）
- ⑤ 保有者およびその共同保有者の保有に係る株券等に関する担保提供契約等の締結または内容の変更があった場合であって、当該締結または内容の変更があった株券等の数の発行済株式総数等に対する割合が1%未満であるとき（同項5号、大量保有府令9

条の2第1項）

- ⑥ 保有する株券等の内訳の変更であって、当該変更のある株券等の数の合計の発行済株式総数等に対する割合が1%未満である場合⁶⁾（令14条の7の2第1項6号、大量保有府令9条の2第2項1号）
- ⑦ 株券等の保有者もしくは共同保有者の氏名・名称もしくは住所・所在地または当該保有者もしくは共同保有者が法人である場合における代表者の変更であって、当該変更の内容が国内においてインターネットの利用その他の方法により周知されているもの（令14条の7の2第1項6号、大量保有府令9条の2第2項2号）
- ⑧ その他第1号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更（令14条の7の2第1項6号、大量保有府令9条の2第2項3号）

4 大量保有報告書等の記載事項

(1) 概要

一般報告による大量保有報告書等は、第1号様式に従って提出する必要がある（大量保有府令2条、8条）。第1号様式においては、主に、①提出者の概要、②保有目的、③保有株券等の内訳およびその合計、④最近の取引状況、⑤重要な契約、⑥取得資金、⑦共同保有者に関する事項等について記載することが求められる。令和6年改正により変更があった点を中心とした具体的な記載事項は、以下のとおりである。

(2) 個別の記載事項

ア 保有目的

ア 概要

「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的およびその内容について、できる限り具体的に記載する必要がある、複数ある場合にはそのすべてを記載しなければならない（記載上の注意(10) a）。

4) 「株券等保有割合」は当該株券等の保有者とその共同保有者が保有する株券等の数の合計に基づいて算出されるが（法27条の23第4項）、「単体株券等保有割合」は当該株券等を保有する個々の保有者が保有する株券等の数のみに基づいて算出される（令14条の7の2第2項）。

5) 保有者および共同保有者の中に単体株券等保有割合が1%以上増減している者がいる場合には、全体の株券等保有割合の増減が1%未満であっても変更報告書を提出する必要がある。

6) 株券等保有割合に1%以上の増減が生じていないとしても、株券等の内訳に1%以上の変更が生じた場合には、変更報告書を提出する必要がある。

(イ) 重要提案行為等

重要提案行為等（詳細は本連載第10回を参照）を現に行い、または行うことを予定している場合⁷⁾には、その内容（たとえば、重要提案行為等の具体的な内容、重要提案行為等を行う時期、重要提案行為等を行う条件、重要提案行為等の目的）について、できる限り具体的に記載する必要がある、複数ある場合にはそのすべてを記載しなければならない（記載上の注意⁽¹⁰⁾b）。⁸⁾

令和6年改正前において、実務上、保有目的として「重要提案行為等を行うことがある」とのみ記載されるなど、重要提案行為等の内容や予定の有無について具体的な記載がなされておらず、投資者の投資判断に資する情報が開示されているとはいえないケースが多いとの指摘があったことから、同改正により、記載事項として明確化されたものである。

重要提案行為等を行うことについて一定の蓋然性・具体性がある場合には、当該提案者が重要提案行為等を行うことを「予定」している場合に該当すると考えられる。かかる蓋然性・具体性があるかは、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきであり、たとえば、法人である提出者においては、当該行為の実施に向けた業務が行われ、当該行為を行うことが具体的に見込まれることとなった場合や、提出者において当該行為を行うことについて実質的に決定権限を有する者が当該行為を行うことを決定

した場合には、提出者における形式的な最終の機関決定がなされていなかったとしても、通常、当該行為を行うことを「予定」していると評価されると考えられる^{8) 9)}。

(ウ) 5%超取得行為

以下の場合には、当該行為の内容（たとえば、取得を行う株券等の種類、取得時期、取得価格、取得数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方）をできる限り具体的に記載しなければならない（記載上の注意⁽¹⁰⁾c）¹⁰⁾。

令和6年改正によりいわゆる「急速な買付け等」の規制が廃止されたことや強圧性の問題等を踏まえ、大量に株券等を取得する行為について、大量保有報告制度等による情報開示を通じて、取引の透明性を確保することとしたものである。

① 株券等保有割合を5%超増加させる行為（保有株券等の総数が増加しないものを除く。以下「5%超取得行為」という）¹¹⁾を行うことを「決定」した場合

② 株券等保有割合の増加により大量保有報告書等を提出する場合であって、これらの報告書の提出義務が発生した日から3カ月以内に5%超取得行為を行うことを「予定」しているとき¹²⁾

「5%超取得行為」は、当該行為自体により株券等保有割合が5%超増加する行為を意味する。当該行為によって株券等保有割合が5%超

7) ただし、保有者自身による買収（議決権の50%超の取得。大量保有府令16条4号）を提案するものである場合については、記載上の注意⁽¹⁰⁾bにおいて保有目的欄に記載することが求められる場合からは除外されており、後記(ウ)の「5%超取得行為」として記載が必要となる場合に限り、保有目的欄に記載されることとなる。

8) 令和7年7月4日パブコメ（大量保有）回答 No.115～No.116。

9) 予定する重要提案行為等の内容に変更が生じた場合には変更報告書の提出が必要となる（令和7年7月4日パブコメ（大量保有）回答 No.117～No.119）。

10) 記載事項として、「取得の相手方」や「取得価格」が例示されているところ、取得の相手方や取得価格が何ら確定していない場合にまで当該事項の記載が必要となるものではない。また、当該取得の相手方の氏名または名称まで記載する必要があるか否かについては、重要な契約欄における記載との整合性から、記載上の注意⁽¹⁴⁾aのなお書きの考え方が基本的に妥当するものと考えられる。

11) なお、第一種金融商品取引業者等が「株券等の流通の円滑を図るために顧客から行う株券等の取得であって、当該株券等の取得により取得した株券等を当該株券等の取得の後直ちに譲渡することとするもの」に該当する場合、当該第一種金融商品取引業者等は株券等を一時的に保有するにすぎず、市場の公正性、透明性を確保する観点で情報開示を求める必要性が高いとはいえないことから、「5%超取得行為」から除外されている（記載上の注意⁽¹⁰⁾c かつこ書）。

12) 株券等保有割合の増加を提出事由として変更報告書を提出する場合において、5%超取得行為を行うことを予定している旨を保有目的欄に記載する際には、「株券等保有割合の1%以上の増加」に加えて「保有目的の変更」も変更報告書の提出事由とすべきと考えられる。

増加することが確実ではない場合であっても、それが合理的に予想される場合には5%超取得行為に該当すると考えられる¹³⁾。

また、複数の行為が観念される場面において、複数の行為が一連の行為といえる場合には、当該一連の行為による増減を合算して株券等保有割合が5%超増加するかを判断することとなると考えられる¹⁴⁾。一連の行為に当たるかは、各行為の目的の共通性や時間的近接性等の個別の事情を勘案して判断される。

①の「決定」は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられるが、提出者である法人においては、5%超取得行為を実行するために必要となる最終の機関決定があった場合は、「決定」をしている場合に該当する¹⁵⁾。他方、②は、現に買増しを開始している者が、短期間のうちにさらに買集めを行う場合、市場の公正性、透明性を確保する必要性が特に高いため、「予定」の段階¹⁶⁾であっても、情報開示を求めるものである。したがって、5%超取得行為の「予定」が生じたにとどまる場合、その事実のみをもって変更報告書を提出する必要はないが、株券等保有割合の増加を理由として提出する大量保有報告書等の報告義務発生日時点において3カ月以内に5%超取得行為を行う「予定」がある場合には、その内容を記載する必要がある¹⁷⁾。

イ 保有株券等の内訳およびその合計

保有株券等については、その内訳についての情報開示が求められる（第1号様式「保有株券等の数」欄、記載上の注意(12)）。保有株券等の内訳は、保有の態様に基づく内訳と保有する株券等の種類に基づく内訳に大別される。

ア 保有の態様

以下のとおり区別して記載する必要がある

（記載上の注意(12) b～e）。

- ① 自己または他人（仮設人を含む）の名義で所有（株券等の引渡請求権等を有する場合を含む）しているもの（本文保有）
- ② 議決権行使権限または議決権指図権限を有しているもの（1号保有）
- ③ 投資決定権限を有しているもの（2号保有）
- ④ デリバティブ取引に係る権利を有する者が保有者となるものとみなされるもの（3号保有）

なお、上記①～④の保有態様が競合する場合には、①→③→②→④の順に該当性を検討し、先に該当する保有態様のみが適用されることとなるため（法27条の23第3項）、適用される保有態様のみを記載する必要がある（記載上の注意(12) c～e）。

イ) 保有する株券等の種類

保有する株券等については、まずはその種類ごと（株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等）に大量保有府令5条の定めに従って計算される数を記載する（記載上の注意(12) a）。これらの数を合算した数から、(a)信用取引において借株を行ったことにより、顧客が金融商品取引業者に対して返還義務を負う株券等の数（(b)に該当するものを除く）、および(b)共同保有者に対して引渡請求権等（令14条の6の2各号に掲げる権利）を有する株券等の数を控除した数を保有株券等の数として記載する（記載上の注意(12) l・m）。

また、保有する株券等のうち、株券等保有割合の分母に加算される潜在株券等（前記Ⅱ3(1)）についても記載する。その際、取得請求権付株式および取得条項付株式の転換により増加する部分（前記Ⅱ3(2)）については、「株券、株券預

13) 令和7年7月4日パブコメ（大量保有）回答 No.144。

14) 令和7年7月4日パブコメ（大量保有）回答 No.133～No.135、No.145、No.146、No.167、No.168。

15) 令和7年7月4日パブコメ（大量保有）回答 No.136～No.139。

16) 重要提案行為等と同様に、5%超取得行為を行うことについて一定の蓋然性・具体性がある場合には、5%超取得行為を行うことを「予定」している場合に該当すると考えられる（令和7年7月4日パブコメ（大量保有）回答 No.148～No.153）。

17) 5%超取得行為を行う「予定」がある旨を保有目的欄に記載した大量保有報告書等を提出した者が同一の行為について「決定」を行った場合には、予定として記載していた当該行為の内容と決定した内容に重要な差異がない場合には、当該決定を行ったことのみをもって改めて変更報告書を提出する必要はない（令和7年7月4日パブコメ（大量保有）回答 No.148～No.153）。

託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数」欄に別途記載する（記載上の注意(12)n）。

(ウ) 株券等保有割合

株券等保有割合の分母となる数については、発行済株式等総数に提出者およびその共同保有者が保有する潜在株券等の数を加算した数から、当該潜在株券等のうち共同保有者との間で引渡請求権等（令14条の6の2各号に掲げる権利）を有する潜在株券等の数を控除した数を記載する。その際、発行済株式等総数については、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載することが求められているが、これがわからない場合には、直前期の有価証券報告書、直近の半期報告書、金融商品取引所規則に基づく発行者の適時開示情報（決算短信を含む）または直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない（記載上の注意(12)f）。

その上で、前記(イ)の保有株券等数を上記の分母となる数で除した割合（小数点以下3桁を四捨五入）を、株券等保有割合として記載する（記載上の注意(12)g）。

ウ 最近の取引状況

過去60日間の株券等の取得または処分について記載する必要がある（第1号様式「当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」欄、記載上の注意(13)）。

株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する場合において、株券等保有割合が、過去一定期間の最高保有割合¹⁸⁾の2分の1

未満となり、かつ、当該最高保有割合から5%超減少する場合¹⁹⁾（いわゆる短期大量譲渡に該当する場合）には、第2号様式に従って当該欄を記載しなければならない。具体的には、過去60日間に行われた株券等の譲渡の相手方の氏名または名称の記載が求められることとなる。ただし、市場内取引またはPTS取引により譲渡した場合であって、当該相手方を知ることができない場合には、その旨を記載すれば足りる²⁰⁾。

エ 重要な契約

図表1の契約または取決めがある場合には、図表1の事項を「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載する必要がある（記載上の注意(14)²¹⁾）。

図表1のa・bについては、相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を発行済株式総数等で除して得た割合が1%未満である場合²²⁾には、「顧客」等の相手方の属性のみを記載しても差し支えない。また、aについては、重要提案行為等を行うことを保有の目的としない金融商品取引業者等がその業務に関して顧客との間で締結する契約の記載に当たっては、その契約の種類ごとに、契約の相手方の数、契約の対象となっている株券等の数量の合計のみを記載しても差し支えない（記載上の注意(14)a）。

5 大量保有報告書等の提出方法

大量保有報告書等は、EDINETを通じて管轄の財務局長または福岡財務支局長に提出しなければならない（法27条の30の3第1項）。

18) 「過去一定期間の最高保有割合」とは、当該変更報告書に係る大量保有報告書等に記載され、または記載されるべき株券等保有割合のうち、①過去60日間の日を計算の基礎とする株券等保有割合および②60日前の日の前日以前の日に当該60日前の日に最も近い日を計算の基礎とする株券等保有割合の中で最も高いものをいう。

19) 過去60日間に株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計が、過去一定期間の最高保有割合の2分の1以下または5%以下である場合を除く。

20) 市場内取引であっても、いわゆるクロス取引等により相手方を知ることができる場合は、原則どおり譲渡の相手方の氏名または名称の記載が必要となる（大量保有Q&A問35）。

21) 当該契約または取決めの締結やその内容に変更があった場合であっても、対象となる株券等の数を、発行済株式等総数に保有者および共同保有者の保有する潜在株券等（共同保有者との間で引渡請求権等を有するものを除く）の数を加算した数（発行済株式総数等）で除して得た割合が1%未満であるときには、変更報告書の提出を要しない（担保契約、売戻し契約、売り予約契約、貸借契約については令14条の7の2第1項5号イ～ニ、その他の将来の株券等の移動に関する重要な契約または取決めについては同号ホ、大量保有府令9条の2第1項）。

22) a・bに該当するものがそれぞれ複数ある場合、a・bごとに合算する必要があるが、aとbを合算する必要はない。

〔図表 1〕 「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄の記載事項

	記載すべき契約等	記載すべき事項
a	将来の株券等の移動に関する重要な契約または取決め (例：売買契約、貸借契約、担保契約、オプションに係る契約、売戻し契約、売り予約、買戻し契約、買い予約、株式譲渡禁止・制限合意、株式買増し禁止合意、株式保有比率の維持の合意、契約解消時の保有株式の売渡請求合意・買取請求合意)	契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約または取決めの内容
b	現金決済型のデリバティブ取引（ロングポジションの保有者が法27条の23第3項3号に該当する場合）	デリバティブ取引の種類、相手方、決済日または権利行使期間もしくは取引期間等当該デリバティブ取引の内容
c	いわゆる実質共同保有者との間の共同して当該株券等を取得し、もしくは譲渡し、または当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意	合意の内容
d	発行者等との間の以下のガバナンスに関する合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く） ・ 役員候補者指名権の合意 ・ 議決権行使内容を拘束する合意 ・ 事前承諾事項等に関する合意	契約の概要、当該合意の目的

共同保有者が存在する場合の大量保有報告書等については、以下の提出方法がある。

- ① それぞれの共同保有者が、自ら提出者として他の共同保有者の保有状況を記載した報告書を提出する方法（いわゆる「その他方式」）
- ② 共同保有者のうちの1人が、他の共同保有者全員から委任を受けて共同保有者全員

を提出者として1つの大量保有報告書等をまとめて提出する方法（いわゆる「連名方式」）²³⁾

（こながや・あきと
たにぐち・たつや
かみくほ・ともひろ
ふくだ・あきと）

23) 大量保有報告書等の提出者（A）にとっては共同保有者に当たらないが、提出者の共同保有者（B）にとっては共同保有者に当たる者（C）が存在する場合に、これらの者（A～C）を含む全員分の大量保有報告書等を連名方式により一つにまとめて提出することはできない（令和7年7月4日パブコメ（大量保有）回答 No.101）。